

解説

財政史『平成財政史—平成元～12年度』シリーズの特別会計分野の資料として数点を採録した。採録した資料は、『昭和財政史—昭和49～63年度』の資料編（第8巻「資料(1)財政政策・財政制度・予算・特別会計・政府関係機関・国有財産」）と同様の時系列に編集した。採録した資料は特別会計の新設、廃止のみならず、特別会計の名称の変更、勘定の追加、廃止、更には制度改正に関する法律もしくは提案理由説明を主として紹介するものである。法律条文の資料としての採録は、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』などにおいても叙述編の巻末資料として採録しており、同等の位置づけとしている。

これら採録した資料を特別会計の新設、廃止、事業内容の変更等に区分して解説する。

そのほか、勘定の開設や会計名の変更を伴わない特別会計の設置法の改正に伴う、従来の特別会計の業務の拡張等に関する資料も、機能の拡張もしくは変更に係るものとして採録した。

1. 特別会計の新設

平成元～12年度の期間に新設された特別会計は、臨時行政調査会最終答申（昭和58年3月14日）において、特別会計の新設については財政の膨張抑制の見地から極力抑制し、既存のものについても廃止又は一般会計への統合等を図るという視点からその存置の必要性の見直しを適時行う、という答申を踏まえ抑制が図られ、新設したものはない。

2. 特別会計の廃止

平成元～12年度の期間に廃止された特別会計はアルコール専売事業特別会計（「アルコール事業法」の施行日は平成13年4月1日。ただし第3条第2項、第16条第2項、第21条第2項及び第26条第2項並びに附則第23条の規定は、同年1月6日から施行。）のみである。

アルコール専売制度については、行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）において、行政機能の減量、効率化等を図る観点から「国の行政として直接実施する必要が失われ又は減少している業務、あるいは行政サービスとしての存在意義を失い又は存在意義が縮小している業務については民営化、民間移譲、地方移管又はその廃止を進める必要がある」とされ、「アルコール専売について積極的に民営化を検討する必要がある」と指摘された。この行政改革会議の最終報告の趣旨を踏まえ産業構造審議会アルコール部会において4回にわたり審議が行われ、平成11年1月にアルコール専売の民営化が望ましいとする答申がなされた。この答申をもとに「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において「アルコール専売を廃止し、NEDO〔New Energy and Industrial Technology Development Organization：新エネルギー・産業技術総合開発機構〕に暫定措置として5年間を目途に一手購入機能を付与するとともに民営化のための準備を行い、当該期間終了後、NEDOの製造部門を暫定的な特殊会社とし、2年以内に民間への株式売却を開始し、出来るだけ早期に完全売却を図る」ことが決定された。

「アルコール事業法」（平成12年法律第36号）（資料8-194）は、アルコール専売制度を廃止するとともに我が国のアルコール事業の健全な発展とアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図るため、アルコールの製造、輸入及び販売の事業等に係る認可制度並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構による特定アルコール販売の業務等について所要の措置を講ずるとともに、関係法律を廃止し、併せて、アルコール専売事業特別会計からの権利及び義務の承継等所要の措置を講じることとしている。

3. 特別会計の事業内容の変更等

特別会計の事業内容を改め、新たな政策に対応できるよう特別会計の名称を改称したものと、新たな勘定を設置したものがある。平成元～12年度に特別会計の名称変更、業務内容を変更したか、勘定を新たに設置、廃止し

た特別会計として、厚生保険特別会計、簡易生命保険及び郵便年金特別会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計がある。

そのほか、勘定等を新設するような改正ではないが、特別会計の設置法改正等により事業内容等を改正した特別会計もある。これらについて特別会計設置法の改正の提案理由説明等を中心として紹介する。

なお、このほか、平成9年に財政構造改革の推進に関する特別措置法が制定され、公共投資についても量的削減目標が決定され、これに伴い該当する特別会計においても、特別会計法等の一部改正により計画期間を延長する等の方策をとっており、これらについても一括して参考資料として紹介する。

厚生保険特別会計においては、平成2年3月27日、「厚生保険特別会計法の一部を改正する法律」(平成2年法律第3号)(資料8-195)が公布され、国民保健の向上及び老人福祉の推進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため平成元年度補正予算において、業務勘定に特別保健福祉事業資金を設置し、その資金の運用益を用いて老人保健拠出金の負担が重くなっている被用者保険への対策等の老人保健基盤安定化のための措置を行うこととしたものである。また、平成元年12月22日、「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」(平成元年法律第87号)(資料8-196)が公布され、平成2年度より制度間調整勘定が設置された。なお、この勘定は、平成9年度から「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成8年法律第82号)(資料8-197)の規定により年金勘定において会計処理が行われることとなり廃止された。

簡易生命保険及び郵便年金特別会計においては、平成2年6月27日、「簡易生命保険法の一部を改正する法律」(平成2年法律第50号)(資料8-198)が公布され、簡易生命保険及び郵政年金の一元化並びに加入者に対する保障内容の充実を図るため、平成3年度より郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合し、資産の一層の効率的運用を図り、それぞれの加入者の利益を増進する必要性から制度を創設

したものである。これに伴い、特別会計の名称を簡易生命保険特別会計に改めるとともに保険勘定及び年金勘定の勘定区分を廃止した。

農業共済再保険特別会計においては、平成3年12月20日、「農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律」(平成3年法律第99号)(資料8-199)が公布され、同法により平成3年度において暴風雨、低温等による水稲、りんご、園芸施設等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において一般会計から果樹勘定への繰り入れ等を行っている。

国立学校特別会計においては、平成4年5月6日、「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」(平成4年法律第37号)(資料8-200)が公布され、国立学校のうち老朽化、狭隘化が特に著しく、かつ教育研究に優れた実績を上げている大学の学部・研究所等の改築、改修の移転等による計画的な整備を行うために平成4年7月1日から特別施設整備資金を設置した。

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計においては、平成5年3月31日、「エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律」(平成5年法律第17号)(資料8-201「エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律」の提案理由説明、資料8-202「エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律」(平成5年法律第17号))が公布され、特別会計設置法が改正された。この改正により平成5年度から石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計が石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改められた。改正内容は、エネルギーの使用の合理化の措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講ずることにより、経済的社会的環境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、エネルギーの使用の合理化に関する法律等を改正したものである。

また、同特別会計の名称変更と同時に勘定

名も変更した。更に、平成12年には石炭対策としては、平成13年度に石炭対策を円滑に完了させるため、石炭鉱業構造調整対策等の重要施策を実施することとされた。同時に「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成12年法律第16号)(資料8-203「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備に関する法律」の提案理由説明、資料8-204「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成12年法律第16号))の施行に併せて、特別会計設置法は「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」に改称され、平成14年度より特別会計の名称も石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改められ、同様に勘定名の名称も改められた。

農業共済再保険特別会計においては、平成5年12月17日、「農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律」(平成5年法律第95号)(資料8-205)が公布された。平成5年度の低温等による水稻等の被害が甚大であり、それに伴い農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払が著しく増大するため同勘定の再保険金の支払財源の不足が見込まれたため、同法により政府は、この再保険金の支払財源の不足に対処するため特別措置を講じたものである。

食糧管理特別会計においては、平成6年ウルグァイ・ラウンド最終合意に基づき、世界貿易機関(WTO)が設立されるなど、日本の食糧生産を取り巻く環境が激変している状況下、食糧需給に与える影響を緩和するため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)(資料8-206)を公布し、平成7年11月1日に施行した。これにより「食糧管理法」が廃止され、同法が食糧管理特別会計の新たな実体法となるとともに「食糧管理特別会計法」が一部改正され、目的を「食糧管理」から「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改め、貯蔵のほか、麦等の輸入にかかる納付金の受入等の措置を講じた。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計においては、平成7年2月15日、「漁業再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る

保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」(平成7年法律第7号)(資料8-207)が公布され、平成6年度における台風等による、さけ・ます定置漁業の著しい漁獲金額の減少等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足が見込まれたため、同法により一般会計から同勘定に資金を繰り入れている。

国有林野事業特別会計においては、平成10年10月19日、「国有林野事業の改革のための特別措置法」(平成10年法律第134号)、「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」(平成10年法律第135号)が公布され(資料8-208「国有林野事業の改革のための特別措置法及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」の提案理由説明、資料8-209「国有林野事業の改革のための特別措置法」(平成10年法律第134号)、資料8-210「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」(平成10年法律第135号))、国有林野事業の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることとした。

なお、一般会計がその債務を承継するに当たって、国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成7年9月29日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴う財政処理については、平成10年10月19日に公布された「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」(平成10年法律第137号)によって処理された。(参考)財政構造改革法の制定に伴う公共関連特別会計の取扱い

平成9年11月に成立した財政構造改革法は、公共投資について量的削減目標が決定された。これに伴い、関連する特別会計についても、財政構造改革の推進に関する特別措置法案に基づき、関連する特別会計法等の一部改正を行い、長期計画の見直しを下記のとおり行い、処理している。

特別会計	改訂内容	改訂法案等
国有林野事業 治山勘定	5 箇年計画 → 7 箇年計画	◎治山治水緊急措置法の一部改正 ◎国有林野事業特別会計法の一部改正（資料 8-211）
治水 治水勘定	5 箇年計画 → 7 箇年計画	◎治山治水緊急措置法の一部改正 ◎治水特別会計法の一部改正（資料 8-211）
国営土地改良事業	10箇年計画 →14箇年計画	◎財政構造改革の推進に関する特別措置法
港湾整備 港湾整備勘定	5 箇年計画 → 7 箇年計画	◎港湾整備緊急措置法の一部改正 ◎港湾整備特別会計法の一部改正（資料 8-211）
空港整備	5 箇年計画 → 7 箇年計画	◎財政構造改革の推進に関する特別措置法